

## 知多北部広域連合個人情報保護審議会規則

(平成11年10月 1日規則第11号)

改正 平成17年8月30日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合個人情報保護条例（平成17年知多北部広域連合条例第2号）第47条の規定に基づき、知多北部広域連合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、会長及び半数以上の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。